

令和8年4月吉日

保護者 様

東郷町教育委員会教育長 鵜飼 洋一

## 中学校の部活動のあり方について

春暖の候、皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本町の教育にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、東郷町では、令和8年9月からの中学校部活動地域展開に向けて準備を進めているところであります。令和8年8月までの中学校の部活動のあり方、また、9月以降の平日の部活動のあり方について、学習指導要領に記された部活動の意義も踏まえ、生徒の健康維持や自由時間の確保、教員の多忙化解消のため、下記のように、取組を進めていくこととしております。ご理解を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 記述の前提について

(1) 平日の部活動は、令和8年9月以降も学校で行われます。

#### 2 通常期間の活動について

(1) 平日のうち2日は、休養日とする。なお、休養する曜日は学校ごとに定める。

(2) 土日のうち1日は、休養日とする。また、祝日と重なり3連休以上になる場合は、少なくともその半分を休養日（時間）とする。なお、3連休の場合は1日を、4連休・5連休の場合は2日を少なくとも完全休養日とする。

\*大会出場により休養日を設定できない場合は、月内に代替日を設定する。

(3) 家庭の日（毎月第3日曜日）、県民の日学校ホリデーは休養日とする。

(4) テスト週間・期間は、休養日とする。

(5) 朝練習は行わない。

#### 3 活動時間について

(1) 平日は2時間程度とする。ただし、最終下校時刻は17:30を越えないようにする。

(2) 土日祝日は3時間程度とする。ただし、複数校集まっての練習試合やホール練習など、やむを得ない場合は、1日練習を午前3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。なお、1日練習は2日以上連続しないこととする。

#### 4 長期休業中の活動について

(1) 大会以外の土日祝日は、休養日とする。（活動した場合は平日を代替日とする）

(2) 県で決められた「会議、行事等を行わない期間」（8月10日～8月16日）は、休養日とする。

(3) 活動時間は3時間程度とする。ただし、複数校集まっての練習試合やホール練習など、やむを得ない場合は、1日練習を午前3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。なお、その場合も1日練習は2日以上連続しないこととする。

※裏面に続きます。

## 5 その他

- (1) 猛暑や雷雨等の異常気象時および感染症の流行時においては、教育委員会や学校の判断により、活動の中止や活動時間の短縮等の措置をすることがある。
- (2) 今後の部活動の地域展開への動向については、東郷町中学校部活動地域展開検討委員会で話し合われたことを周知していきます。
- (3) 地域展開に向けての今後のスケジュールについては、4月から5月頃に地域クラブへの参加意識調査を行います。8月頃に保護者説明会を開催します。また、町のホームページに載せてある動画をご確認ください。

【問合せ先：東郷町教育委員会 学校教育課 (Tel 0561-56-0752)】

※地域展開に関する問合せは生涯学習課 (Tel 0561-38-7780)